

障害者の地域生活支援も踏まえた 障害者支援施設の在り方について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

第1回検討会での意見等を踏まえた論点の整理

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について①

(1) 基本的な考え方

- ① どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要であり、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行うべきではないか。その際、脱施設化ガイドラインにおける「施設」の典型的要素を、可能な限り減らしていくことに留意すべきではないか。
- ② 施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組むべきではないか。
- ③ 地域生活を支えるセーフティネットとして、地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進するべきではないか。
- ④ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援の更なる推進や、重度化・高齢化した入所者への対応、終末期における看取りまでの支援も必要ではないか。また、入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室、日中活動など）にするべきではないか。

(2) 各論

- ① 意思決定支援について
 - ・ 自分の気持ちを伝えられない方に対して、本人に関わるいろいろな人たちが本人を中心に支援を積み重ね、本人が意思決定できるように支援すべきではないか。また、確認した意思の実現に向けた支援を行うことが重要ではないか。
 - ・ 意思決定支援ガイドラインを踏まえ、日常生活上の支援だけでなく、社会参加も含めた活動に重きを置いた意思決定支援へと施設職員の意識の変化を図るべきではないか。
- ② 地域移行を支援する機能について
 - ・ 令和6年度報酬改定で加算が設けられた、地域移行に向けた動機付け支援（グループホームの見学や食事体験、地域活動への参加等）を促進するべきではないか。
 - ・ 令和6年度報酬改定では、すべての入所者に対する地域生活への移行等に関する意向確認や、地域移行等意向確認担当者の選任・指針の作成について運営基準に規定されたが、令和8年度から義務化されることから、令和6年度推進事業で策定した「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」を踏まえた取組を推進するべきではないか。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

第1回検討会での意見等を踏まえた論点の整理

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について②

- ② 地域移行を支援する機能について（続き）
- ・ 地域移行を進めるために日中活動を敷地外で実施するとともに、活動内容についても個々のアセスメントに基づき、将来の地域生活を見据えた内容にするべきではないか。
 - ・ 地域移行は施設だけで実施できるものではなく、市町村等による地域の受け皿の整備と併せて、施設が地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターや地域のピアサポーターと連携する仕組みを構築する必要があるのではないか。
- ③ 地域生活を支えるセーフティネット機能について
- ・ 生活課題が生じたことにより入所した場合でも、短期集中的な支援で解決し、再度、本人が選択した生活環境に戻るような機能が求められるのではないか。
 - ・ 地域移行したら施設による関わりが終わるのではなく、継続的に本人の状態を確認し、生活が困難になった場合には短期入所等の一時的な受け皿としての役割を果たすべきではないか。
 - ・ 地域では受入れが困難な専門的支援を必要とする方の短期入所を積極的に実施するべきではないか。
 - ・ 地域の事業所等へのスーパーバイズ・コンサルテーションや、地域住民に対して障害者への理解を深めるための啓発活動などを推進するべきではないか。
 - ・ 地域生活支援拠点等に参画し、緊急時の相談支援や受入れを行うことが必要ではないか。
 - ・ 災害時には施設の建物・設備・備蓄物資、人材・ネットワークを活かして、専門的な支援を必要とする方を含め、地域の障害者等を受け入れる福祉避難所の役割を担うことや被災者の自立・生活再建に向けた災害ケースマネジメントを促進するべきではないか。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

第1回検討会での意見等を踏まえた論点の整理

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について③

- ④ 入所者への専門的支援や生活環境について
- 施設においては、重度化・高齢化等に対応した専門的な支援を提供できる体制を整備するべきではないか。
 - 強度行動障害を有する者に対し、行動障害を生じさせている要因等のアセスメントや環境調整等の生活の安定に必要な専門的な支援を推進するべきではないか。
 - 医療的ケアの対応等の専門的な支援に当たっては、施設での人材育成を進めるとともに、地域の医療機関等との連携による体制づくりが必要ではないか。
 - 人生の最終段階において住み慣れた場所で最期を迎えたいという本人の意思を最大限に尊重するため、人生会議（ACP）の実施、職員に対するグリーフケア、医療機関等との連携など、看取り導入マニュアルを活用した丁寧な看取りを推進するべきではないか。
 - 施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていくべきではないか。
 - 施設であっても自分の部屋は、プライバシーが確保され、自分の持ち物を飾ったりできる広さのある個室がよいのではないか。
 - 利用者の日中活動の場と住まいの場の分離（昼夜分離）や、画一的な内容ではなく、個々のニーズに応じた多様な日中活動の実施を推進するべきではないか。
 - 買い物や外食など、地域の社会資源を活用して、本人のニーズに応じた活動を推進するべきではないか。
 - 入所者も地域住民として暮らしていくことが重要であることから、施設を活用して地域住民との交流の機会をつくるなど、地域に開かれた施設運営を推進するべきではないか。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

第1回検討会での意見等を踏まえた論点の整理

2. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性①

(1) 待機者のニーズの捉え方について

- ・ いわゆる施設の待機者のニーズとは、必ずしも障害者支援施設でなければならないというニーズではなく、グループホームの利用等も含めた居住支援全般に関するニーズと捉えるべきではないか。
- ・ 施設の待機者の考え方や把握方法は自治体間で相当のばらつきがあり、また、約半数の自治体が調査自体を実施していない現状を踏まえ、自治体が待機者を把握する場合の定義や把握方法等をどう考えるか。
- ・ その際、「入所希望の理由について本人ではなく家族が希望していること」、「複数施設に申し込んでいる者を実数として把握していない」、「待機者数の把握にあたって緊急性の基準を定めていない」などの課題に関して、どう考えるか。

(2) 障害福祉計画に係る基本指針の目標設定について

- ・ これまでも障害者総合支援法の基本理念等に基づき、障害者の希望に応じた地域での暮らしを選択できるよう地域移行を進めてきた中で、現状では地域移行に取り組んでいないなど、求められる役割・機能を果たせていない施設も一定数あることを踏まえれば、第8期（令和9～11年度）の障害福祉計画に係る基本指針においても、引き続き、地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値が必要ではないか。
- ・ その際、近年は利用者の重度化・高齢化等のために地域移行のペースが落ちている実態を踏まえて、一律の目標設定ではなく、例えば、入所期間の長期化や高齢化等に応じた複数の目標値を設定することをどう考えるか。
- ・ また、施設入所者の地域移行等の意向確認の実施状況や、意向確認に基づくグループホームの体験利用等の地域移行へ向けた取組状況に関しても、新たな目標値として設定することをどう考えるか。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

第1回検討会での意見等を踏まえた論点の整理

2. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性②

(3) グループホームの目標の方向性について

- ・ 入所施設であっても個室化・ユニット化等の取組が進められている一方、一部のグループホームでは実質的な大規模化の実態などの指摘がある。グループホームと入所施設はサービス類型は異なるものの、障害者の居住の場としては同じであり、ただグループホームに移行すれば良いということではなく、グループホームにおいても入所施設と同様に、本人の意思・希望が尊重される意思決定支援や、できる限り小規模な生活単位、地域に開かれた運営等を推進するべきではないか。
- ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者、高齢利用者の地域での受け皿を増やすため、これらに対応する専門性やバリアフリーに配慮したグループホーム等を増やしていくことが必要ではないか。

(4) 人手不足の中での生産性向上について

- ・ 障害福祉分野における人材確保が課題となる中、限られた人員で質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉分野の「省力化投資促進プラン」も踏まえ、障害者支援施設における生産性向上の取組を推進することが必要ではないか。具体的には、見守り支援機器導入による職員の夜勤負担軽減、インカム等を活用した連絡調整や記録業務の効率化、リフトやアシストスーツといった移乗支援機器を活用した職員の身体的負担軽減など、施設の特性を踏まえた生産性向上に資する取組の収集・分析・可視化を進めるとともに、好事例の普及に向けた情報発信やサポート体制の整備を進めるべきではないか。
- ・ 利用者からみても、ITやロボットなどは一定程度の仕事であれば活用可能であり、人手不足の中では導入を推進するべきではないか。

(5) 施設整備費補助金の対象要件との整合性について

- ・ 施設の整備に対する国庫補助については、これまでも基本指針の目標（施設入所者数の削減等）との一定程度の整合性を求めてきたが、第8期（令和9～11年度）以降は、本検討会の検討結果等を踏まえ、各自治体に対して基本指針の目標と整合した障害福祉計画の策定を求めるとともに、国庫補助の対象を当該障害福祉計画に基づく施設整備に限るなど、限られた予算の中で重点化を図るべきではないか。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

第1回検討会での意見等を踏まえた論点の整理

3. その他

- 本検討会の検討結果等を踏まえた、施設や地域生活支援に係る具体的な報酬等の在り方については、施設や地域生活支援に係る障害福祉サービスの費用等の実態や、限られた予算の中での実現可能性等も考慮しつつ、次期報酬改定等に向けて検討する。
- 施設入所者の食費・光熱水費等の負担や補足給付の在り方については、令和7年度調査研究事業において施設入所者も含めた障害者の生活実態の把握を行うこととしており、その結果等を受けて、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、次期報酬改定等に向けて検討する。
- 療養介護の在り方については、本検討会の検討対象ではないが、令和7年度調査研究事業において療養介護における日中活動の実施状況等の実態把握を行うこととしており、その結果等を受けて、本検討会での議論も参考にしつつ、次期報酬改定等に向けて検討する。